

告 示

埼玉県告示第三百八十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三百三条第三項の規定により、川越市から川越都市計画事業中央通り沿道街区土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により、公告する。

平成二十八年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司